

証券コード 8554
平成23年6月13日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 **南日本銀行**
取締役頭取 森 俊 英

第103期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。
この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。
さて、当行第103期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第103期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬の総額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.nangin.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は**軽装（クールビズ）**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

わが国経済の現状を見ますと、個人消費や企業収益に改善の動きが見られるものの、雇用情勢が引き続き厳しく、物価動向も緩やかなデフレ傾向にあるなど、景気は足踏み状態にあると思われます。また、東日本大震災の発生に伴う生産活動の低下が見込まれるなど、今後、企業や家計のマインドの悪化が懸念されています。

地域経済においては、個人消費は低調に推移し、雇用情勢の足踏みや観光関連も低調であるなど全体として厳しい状況が続いていますが、一方では、平成23年3月の九州新幹線全線開業により地域の期待は膨らんでいます。

【事業の経過及び成果】

私ども南日本銀行グループは、このような環境の中で、「地域社会への密着」と「金融を通じた地域貢献」を経営の基本方針として、銀行業務及びそれに付随する業務をはじめ、リース業務等、様々な金融サービスを展開しております。

また、当行は、平成21年3月に策定した経営強化計画をベースとした新中期経営計画「Speed & Quality～ゆるぎない絆～」において「“新生なんぎん”お客様とともに」を基本目標として、その実践に力を注いでまいりました。これらの結果、第103期の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、個人預金等の増加などから、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ145億円増加して6,351億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小企業・個人向けの中・小口貸出や住宅ローン等を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ66億円増加して5,123億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、国債を中心に運用した結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ135億円増加して931億円となりました。

<損益>

損益面につきましては、有価証券の運用益の増加などにより、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ468百万円増加して19,352百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少などにもとない、前連結会計年度に比べ260百万円減少して17,654百万円となりました。この結果、当連結会計年度の経常利益は1,698百万円（前連結会計年度比728百万円増加）、当期純利益は1,146百万円（同12百万円減少）となりました。

<店舗関係>

店舗につきましては、前年度末日以降、変更はありません。

なお、店舗外CD及びATMにつきましては、お客様ニーズの高い地域のコンビニ等に出店することによって利用者の利便性向上を図りました。平成22年度は7カ所の増設を行い、設置台数は平成23年3月末現在で109カ所（110台）となりました。

<金融サービス>

金融サービス面では、毎回好評を頂いている商品カタログを景品とした「南七草定期預金」や退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」を昨年度に引き続き発売したことに加え、平成23年2月には、九州新幹線全線開業を記念した「さくら定期預金」を販売しました。

また、中小企業や事業者の皆様向けに、原則無担保・保証人不要のアグリネット資金「南風（はえ）育ち」の販売や債権等を担保とした融資（ABL）にも積極的に取り組むとともに、平成22年9月には、成長事業分野の支援による地域社会の発展を目指すことを目的として、資金総額100億円の「なんざん成長基盤強化資金」を創設しました。

さらには、平成21年12月に施行された中小企業円滑化法への対応として、「金融円滑化相談窓口」「中小企業相談窓口」を設置し、中小企業等の資金繰り・見直し相談に積極的に対応してきました。

今後も、こうした新商品開発やお客様へのサービスの充実には、積極的に取り組んでまいります。

【対処すべき課題】

当行は、平成21年4月から平成23年3月までの2年間において、「現（第一次）経営強化計画」をベースとして中期計画「Speed & Quality ～ゆるぎない絆～」を策定し、その達成に向けて様々な施策に取り組んできました。

平成23年4月よりスタートする「新中期経営計画」では、前計画において取り組んできた各施策をさらに加速させるとともに、これまでも取り組んできた「お客様との接点の拡大そして深化」へ向けた新たなビジネスモデルの構築を目指していきます。

また、地域社会の信頼を損なうことのないよう、行員一人ひとりの一層のコンプライアンス・マインドの醸成に努め、さらには、個人情報保護法やキャッシュカード・通帳による不正な払戻しへの対応を適切に行うなど、その他法令等遵守にもこれまで同様銀行全体で取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	213	183	188	193
連結経常利益 (△は連結経常損失)	17	△225	9	16
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	6	△188	11	11
連結純資産額	276	278	310	316
連結総資産	6,595	6,399	6,688	6,834

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	6,142	5,953	6,209	6,354
定期性預金	4,183	4,107	4,297	4,356
その他	1,958	1,845	1,911	1,997
貸出金	4,794	4,911	5,074	5,140
個人向け	1,910	1,949	1,874	1,923
中小企業向け	2,524	2,551	2,740	2,779
その他	358	409	459	437
商品有価証券	0	1	1	0
有価証券	857	675	796	931
国債	323	300	413	544
その他	534	374	382	386
社債	15	15	15	15
総資産	6,594	6,397	6,692	6,838
内国為替取扱高	24,890	25,090	22,337	21,832
外国為替取扱高	百万ドル 2,383	百万ドル 1,856	百万ドル 1,172	百万ドル 508
経常利益 (△は経常損失)	百万円 1,780	百万円 △22,564	百万円 818	百万円 1,619
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 770	百万円 △18,800	百万円 1,030	百万円 1,094
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 9 54	円 銭 △232 97	円 銭 9 40	円 銭 10 53

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成19年度の1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。また、平成20年度から1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失) は、当期純利益 (△は当期純損失) から当期優先株式配当金総額を控除した金額を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末	前年度末
株式会社南日本銀行	751人	785人
南日本総合ビジネス株式会社	2人	13人
南九州サービス株式会社	1人	5人
南日本バンクカード株式会社	0人	0人
南日本ファイナンス株式会社	1人	1人
合 計	755人	804人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 南日本総合ビジネス(株)、南九州サービス(株)、南日本バンクカード(株)、南日本ファイナンス(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	751人	785人
平均年齢	39年1月	38年8月
平均勤続年数	16年1月	15年8月
平均給与月額	366千円	367千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	うち出張所	うち出張所
鹿 児 島 県	53店 (一)	53店 (一)
宮 崎 県	2 (一)	2 (一)
熊 本 県	4 (一)	4 (一)
福 岡 県	2 (一)	2 (一)
東 京 都	1 (一)	1 (一)
合 計	62 (一)	62 (一)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を109カ所（前年度末107カ所）設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度における営業所の新設はありません。

注 当年度において、タイヨー松元店出張所、マルヤガーデンズ出張所、サンクス喜入中名店出張所、サンクス西田3丁目店出張所、ローソン新栄店出張所、サンクス小山田店出張所、N T T西日本帯山ビル出張所に、それぞれ店舗外現金自動預払機を新設いたしました。

なお、加治木合同庁舎出張所、川内合同庁舎出張所、南さつま合同庁舎出張所、ローソン仙巖園前店出張所、河原町出張所の店舗外現金自動預払機については廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	495
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
不動産担保評価・管理システム	58
電子申請システム	55
A T M新インターフェイス・I Cカード基本ソフト	45
種子島店舗用地	38

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
南日本総合ビジネス株式会社	鹿児島市山下町1番1号	現金等精査整理業務	昭和61年6月19日	百万円 10	% 100
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町10番10号	現金等輸送業務	昭和59年3月1日	10	50
南日本バンクカード株式会社	鹿児島市中央町26番18号	クレジットカード取扱業務	平成2年8月14日	30	61 (56)
南日本ファイナンス株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	昭和60年7月4日	70	72 (10)

- 注 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率は直接所有と間接所有等の合計比率で記載し、() 内は間接所有等の比率であります。
 3. 当期の連結経常収益は19,352百万円、連結当期純利益は1,146百万円であります。
 4. 平成23年2月25日に開催された南日本バンクカード株式会社の臨時株主総会における決議に従い、南日本バンクカード株式会社は平成23年2月28日に解散し、現在、特別清算手続中であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀42行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行63行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合138組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連789（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀6行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員（平成22年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森 俊 英	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共 同センター理事長	
安 樂 國 廣	代表取締役専務 （審査部担当）		
斎 藤 眞 一	常務取締役 経営企画部長兼経営計画推進室長 （証券国際部、コンプライアンス統括部担当）		
奥 智 行	常務取締役 人事総務部長兼人材開発室長		
濱 田 隆 信	取締役 事務統括部長		
是 枝 良 実	取締役 本店営業部長		
山 口 雄 二	取締役 業務監査部長		
村 田 一 明	監査役（常勤）		
高 田 守 國	監査役（社外）		鹿児島県出納長、副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
永 山 在 紀	監査役（社外）	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、同社の経理部門を所管する役員を歴任するなど、財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
山 原 芳 樹	監査役（社外）	鹿児島大学 名誉教授	

注 当行は、高田守國氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	9人	127
監査役	6人	22
計	15人	149

- 注
1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等39百万円を含んでおります。
 3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について月額10百万円以内、監査役については月額3百万円以内であります。
 4. 役員賞与は支給しておりません。
 5. 取締役及び監査役の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額、取締役31百万円、監査役5百万円を含んでおります。
 6. 平成21年6月退任した取締役2名に対し役員退職慰労金を33百万円、平成22年6月退任した取締役2名に対し役員退職慰労金を161百万円、監査役2名に対し役員退職慰労金を34百万円支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。
山原芳樹	鹿児島大学は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高田守國	7年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会13回全てに出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を生かし、高い見識から発言を行っております。
永山在紀	4年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち9回出席 当事業年度開催の監査役会13回のうち8回出席	必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。
山原芳樹	0年9カ月	就任後開催の定例取締役会には11回全てに出席 就任後開催の監査役会には10回全てに出席	必要に応じ、学識者としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	9	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 銀行から受けている報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額、2百万円を含んでおります。
 3. 平成22年6月退任した社外監査役1名に対し役員退職慰労金を4百万円支給しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	
	普通株式	320,000千株
	A種優先株式	320,000千株
(2) 当年度末株主数	発行済株式の総数	
	普通株式	80,964千株
	A種優先株式	30,000千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には自己株式（321,841株）を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	5,745名
	A種優先株式	1名

(3) 大 株 主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社みずほコーポレート銀行	3,976	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,088	3.82
株式会社福岡銀行	2,808	3.48
南日本銀行行員持株会	2,640	3.27
財団法人岩崎育英奨学会	2,384	2.95
明治安田生命保険相互会社	2,276	2.82
西日本信用保証株式会社	2,172	2.69
みずほ信託銀行株式会社	2,157	2.67
共栄火災海上保険株式会社	2,011	2.49
朝日生命保険相互会社	1,927	2.38

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株式会社整理回収機構	30,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（321,841株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 佐藤元治 指定有限責任社員 柴田祐二	40	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
 - (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
 - (4) 事業年度ごとに、コンプライアンス委員会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
 - (5) コンプライアンス統括部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
 - (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
 - (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
 - (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
 - (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部内部統制グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
 - (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
 - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査および問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

(2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。

(3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。

(2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社等から適時に業務の状況の報告を受ける。

(2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、子会社等を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるようにする。

(3) 内部監査部門は、当行及び子会社等の内部監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。

(2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(3) 監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の情報を得たときは、コンプライアンス基準に基づき監査役へ報告することができることを、取締役及び使用人の全てに周知する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

(2) 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

[連結計算書類]

第103期末 (平成23年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	20,684	預 金	635,183
コールローン及び買入手形	42,000	借 用 金	1,500
商品有価証券	0	社 債	1,500
有 価 証 券	93,131	そ の 他 負 債	2,130
貸 出 金	512,396	退 職 給 付 引 当 金	5,635
外 国 為 替	496	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	235
リース債権及びリース投資資産	977	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	217
そ の 他 資 産	2,749	偶 発 損 失 引 当 金	357
有 形 固 定 資 産	12,040	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,041
建 物	2,133	負 の の れ ん	0
土 地	8,762	支 払 承 諾	3,002
リ ー ス 資 産	2	負 債 の 部 合 計	651,805
建 設 仮 勘 定	0	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,141	資 本 金	16,601
無 形 固 定 資 産	743	資 本 剰 余 金	8,875
ソ フ ト ウ ェ ア	692	利 益 剰 余 金	1,809
その他の無形固定資産	51	自 己 株 式	△128
繰 延 税 金 資 産	8,086	株 主 資 本 合 計	27,157
支 払 承 諾 見 返	3,002	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,803
貸 倒 引 当 金	△12,378	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
投 資 損 失 引 当 金	△465	土 地 再 評 価 差 額 金	2,700
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	4,503
		純 資 産 の 部 合 計	31,661
資 産 の 部 合 計	683,466	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	683,466

第103期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
株主資本			
資本金			
前期末残高			16,601
当期変動額			
当期変動額合計			—
当期末残高			16,601
資本剰余金			
前期末残高			8,905
当期変動額			
自己株式の処分			△29
当期変動額合計			△29
当期末残高			8,875
利益剰余金			
前期末残高			1,032
当期変動額			
剰余金の配当			△353
当期純利益			1,146
土地再評価差額金の取崩			△16
当期変動額合計			776
当期末残高			1,809

科	目	金	額
自己株式			
	前期末残高		△178
	当期変動額		
	自己株式の取得		△2
	自己株式の処分		52
	当期変動額合計		50
	当期末残高		△128
株主資本合計			
	前期末残高		26,360
	当期変動額		
	剰余金の配当		△353
	当期純利益		1,146
	自己株式の取得		△2
	自己株式の処分		23
	土地再評価差額金の取崩		△16
	当期変動額合計		797
	当期末残高		27,157
その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高		2,019
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△216
	当期変動額合計		△216
	当期末残高		1,803

科 目	金 額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0
当期変動額合計	0
当期末残高	0
土地再評価差額金	
前期末残高	2,684
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16
当期変動額合計	16
当期末残高	2,700
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	4,703
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△200
当期変動額合計	△200
当期末残高	4,503
純資産合計	
前期末残高	31,064
当期変動額	
剰余金の配当	△353
当期純利益	1,146
自己株式の取得	△2
自己株式の処分	23
土地再評価差額金の取崩	△16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△200
当期変動額合計	597
当期末残高	31,661

債券については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等

を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（4,675百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

（追加情報）

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年3月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当連結会計年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は2,945百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当連結会計年度末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は2,452百万円であります。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13.重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14.消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前当期純利益は13百万円減少しております。

(持分法に関する会計基準)

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる損益への影響はありません。

(企業結合に関する会計基準)

当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用し、連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法に変更しております。これによる連結計算書類への影響は軽微であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 11百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,380百万円、延滞債権額は24,340百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は228百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,949百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,278百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,222百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー

－百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、預け金 8 百万円、有価証券 24,851 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金等は 235 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,548 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 27,980 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,698 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,612 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 669 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,500 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 1,500 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 50 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 203 円 57 銭
16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△16,105 百万円
年金資産 (時価)	6,293
未積立退職給付債務	△9,811
会計基準変更時差異の未処理額	1,246
未認識数理計算上の差異	3,440
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△510
連結貸借対照表計上額の純額	△5,635
退職給付引当金	△5,635

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出債権売却による損失22百万円、貸出金償却19百万円及び株式等償却102百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 11円 18銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7円 22銭
4. 当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額22百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用土地	土地	12百万円
営業用建物	建物	10百万円
合計	—	22百万円

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。連結される子会社及び子法人等については、個社毎にグルーピングしております。

(回収可能価額)

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,964	－	－	80,964	
A種優先株式	30,000	－	－	30,000	
合 計	110,964	－	－	110,964	
自己株式					
普通株式	322	12	13	321	(注) 1、2
合 計	322	12	13	321	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、売渡によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	80百万円	1.00円	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	273百万円	9.10円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	403百万円	利益剰余金	5.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	244百万円	利益剰余金	8.16円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金を中心とした金融サービス事業を行っております。また、貸出金以外に国債等の有価証券にて運用を行っております。これらの事業を行うため、預金を中心とした資金の調達を行っております。

これらの業務を行うにあたり、このように主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債

の総合管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「融資の基本姿勢（クレジットポリシー）」及び「信用リスク管理基準」に従い、貸出金について、個別案件の与信審査を基本として、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による「貸出合同審議会」、「融資取組方針検討会」を開催し、審議・報告を行っております。さらに、これらの与信管理の状況については、定期的に監査部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「ALM運用基準」において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会で実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析及びアウトライヤー比率等によりモニタリングを行っているほか、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、外貨預金等の取引をまとめてポジション管理し、為替リスクを回避するための持高操作を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の方針に基づき、取締役会の監督の下、「市場リスク管理基準」等に従い行われております。このうち、証券国際部では、有価証券の購入時の事前審査、ポジション枠及びリスク限度枠等の限度額設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当行が保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、これらの情報はリスク統括部門を通じ、ALM委員会に定期的に報告されております。

なお、当行のリスク統括部門において、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を用いて金融商品の市場リスク量が把握されるとともに、監査部門において規定の遵守状況等がチェックされております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、主要なリスク変数である金利リスク及び株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」「有価証券」「銀行業における預金」「長期借入金」及び「社債」です。当行では、これらの金融資産及び金融負債について、「VaR (バリュー・アット・リスク)」という手法を用い、金利リスク、株価変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

VaR算定に当たっては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」(保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間5年)という手法により算定しております。

平成23年3月31日現在で当行の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,540百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しています。平成22年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理基準」や「流動性リスクに関するコンティンジェンシープラン」等において、資金繰り状況の区分とそれぞれの対応等を定め、これに基づき資金繰り状況の把握・管理する体制としております。また、経営企画部において、月次で各グループ会社の資金繰表等によりグループ全体の資金管理を行っているほか、ALMを通して、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。又、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	20,684	20,684	—
(2)コールローン及び買入手形	42,000	42,000	—
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	0	0	—
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	3,368	3,168	△199
その他有価証券	88,089	88,089	—
(5)貸出金	512,396		
貸倒引当金 (*1)	△12,278		
	500,118	505,294	5,175
資産計	654,262	659,238	4,976
(1)預金	635,183	635,710	526
負債計	635,183	635,710	526
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2	2	—
デリバティブ取引計	2	2	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合と比べ、「有価証券」は443百万円増加、「繰延税金資産」は177百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は265百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、客観的に信頼性のある者で当行から独立した第三者であるブローカーより入手した価額としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	11
その他有価証券	
①非上場株式(*1)	1,066
②組合出資金(*2)	594
合計	1,672

(*1) 関連法人等株式、その他有価証券のうち非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,602	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	42,000	—	—	—	—	—
有価証券	1,032	3,710	21,769	7,961	29,089	6,409
満期保有目的の債券	730	157	296	—	—	1,500
地方債	100	100	—	—	—	—
社債	30	57	96	—	—	—
その他	599	—	200	—	—	1,500
その他有価証券のうち満期があるもの	302	3,552	21,472	7,961	29,089	4,909
国債	—	—	19,016	4,760	26,449	4,254
地方債	202	203	617	—	—	—
社債	100	3,349	1,838	211	2,639	—
その他	—	—	—	2,990	—	655
貸出金(*)	116,671	82,650	61,187	44,709	50,369	119,144
合計	164,306	86,361	82,956	52,670	79,458	125,553

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない28,720百万円、期間の定めのないもの8,945百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	561,205	48,914	25,063	—	—	—
合計	561,205	48,914	25,063	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	200	203	3
	社債	149	152	2
	その他	1,282	1,295	12
	小計	1,632	1,651	18
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	社債	35	35	△0
	その他	1,700	1,481	△218
	小計	1,735	1,517	△218
合計		3,368	3,168	△199

3. その他有価証券 (平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,021	5,304	1,717
	債券	43,530	42,420	1,110
	国債	36,590	35,622	968
	地方債	924	899	24
	社債	6,015	5,898	117
	その他	5,964	4,647	1,317
	小計	56,517	52,371	4,145
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,545	8,152	△1,606
	債券	20,111	20,306	△195
	国債	17,890	18,005	△115
	地方債	98	99	△1
	社債	2,122	2,200	△78
	その他	4,915	5,133	△217
	小計	31,572	33,592	△2,019
合計		88,089	85,963	2,126

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,096	598	130
債券	8,020	126	85
国債	8,020	126	85
その他	2,181	982	16
合計	12,298	1,708	231

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式102百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

(1)時価の下落率が50%以上の場合。

(2)時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記①～③の何れかに該当する場合は回復可能性があるとは認められないと判断し、減損処理を行う。

① 株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

③ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

(3)時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落には該当せず、減損処理は行わない。

(重要な後発事象)

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額を損益として認識いたしました。当該損益は、平成24年3月期の決算において、2,452百万円を代行返上益として特別利益に計上する予定であります。

なお、当行では平成23年4月1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度及び適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

[計算書類]

第103期末 (平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
現金	20,684	預金	635,405
預金	16,081	当座	13,207
預金	4,602	普通	178,638
商品	42,000	貯蓄	2,973
商品	0	定期	937
有価	0	定額	423,051
国債	93,154	その他	8,999
地方債	54,480	の他	7,597
株式	1,222	の預	1,500
債権	8,324	金	1,500
証券	14,668	債権	1,500
形付	14,458	借入金	2,182
越替	514,053	未決	108
引当	6,278	未払	51
手続	34,576	未受	863
貸付	429,827	前払	550
為替	43,371	従業	89
預金	496	員給	8
預金	473	付融	0
預金	6	金リ	284
預金	16	資	19
預金	2,212	産	205
預金	131	の	5,630
預金	521	退職	235
預金	3	給付	217
預金	1,555	慰勞	357
預金	11,963	引当	146
預金	2,131	引当	2,041
預金	8,763	引当	3,002
預金	73	引当	652,219
預金	0	負債の部	
預金	994	(純資産の部)	
預金	749	資本	16,601
預金	467	本剰	8,905
預金	231	準備	7,500
預金	50	剰余	1,405
預金	8,099	利益	1,744
預金	3,002	剰余	70
預金	△12,105	利益	1,673
預金	△465	剰余	1,673
預金		剰余	△128
預金		剰余	27,122
預金		剰余	1,802
預金		剰余	0
預金		剰余	2,700
預金		剰余	4,503
預金		剰余	31,626
資産の部合計	683,845	負債及び純資産の部合計	683,845

科 目							金	額
特	別	利	益					22
	固 定 資 産 処 分 益	償 却 債 権 取 立 益				1		
						21		
特	別	損	失					46
	固 定 資 産 処 分 損 失					10		
	減 損					22		
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額					12		
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税					19		1,596
法 人 税 等 調 整 額						482		
法 人 税 等 合 計 益								501
当 期 純 利 益								1,094

第103期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科	目	金 額
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,601
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		16,601
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		7,500
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		7,500
その他資本剰余金		
前期末残高		1,405
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		1,405
資本剰余金合計		
前期末残高		8,905
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		8,905

科	目	金	額
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高			—
当期変動額			
利益準備金の積立			70
当期変動額合計			70
当期末残高			70
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高			1,020
当期変動額			
剰余金の配当			△353
当期純利益			1,094
利益準備金の積立			△70
土地再評価差額金の取崩			△16
当期変動額合計			653
当期末残高			1,673
利益剰余金合計			
前期末残高			1,020
当期変動額			
剰余金の配当			△353
当期純利益			1,094
土地再評価差額金の取崩			△16
当期変動額合計			724
当期末残高			1,744

科	目	金	額
自己株式			
	前期末残高		△125
	当期変動額		
	自己株式の取得		△2
	当期変動額合計		△2
	当期末残高		△128
株主資本合計			
	前期末残高		26,400
	当期変動額		
	剰余金の配当		△353
	当期純利益		1,094
	自己株式の取得		△2
	土地再評価差額金の取崩		△16
	当期変動額合計		721
	当期末残高		27,122
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高		2,019
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△216
	当期変動額合計		△216
	当期末残高		1,802
繰延ヘッジ損益			
	前期末残高		0
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		0
	当期変動額合計		0
	当期末残高		0

科 目	金 額
土地再評価差額金	
前期末残高	2,684
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16
当期変動額合計	16
当期末残高	2,700
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4,703
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△200
当期変動額合計	△200
当期末残高	4,503
純資産合計	
前期末残高	31,104
当期変動額	
剰余金の配当	△353
当期純利益	1,094
自己株式の取得	△2
土地再評価差額金の取崩	△16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△200
当期変動額合計	521
当期末残高	31,626

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算期末月1カ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,675百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年3月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当事業年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は2,945百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払いが当事業年度末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は2,452百万円であります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払い等に備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。
- (7) 特定債務者支援引当金
特定債務者支援引当金は、再建・支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生が見込まれる支援額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円、税引前当期純利益は13百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 50百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,708百万円、延滞債権額は22,997百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は228百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,933百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,278百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,222百万円
担保資産に対応する債務
コールマネー ー百万円
上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保等の担保として、預け金8百万円、有価証券24,851百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち敷金等は229百万円であります。
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,853百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが29,285百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,698百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,604百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 669百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債1,500百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は50百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 203円 14銭
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 3,045百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 520百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合は、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、70百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	83百万円
役務取引等に係る収益総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	422百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 10円 53銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6円 89銭

4. 当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額22百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

鹿児島県内他

用途	種類	減損損失
営業用土地	土地	12百万円
営業用建物	建物	10百万円
合計	—	22百万円

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。

(回収可能価額)

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	308	12	－	321	(注)
合 計	308	12	－	321	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の取得によるものです。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	地 方 債	200	203	3
	社 債	149	152	2
	そ の 他	1,282	1,295	12
	小 計	1,632	1,651	18
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社 債	35	35	△0
	そ の 他	1,700	1,481	△218
	小 計	1,735	1,517	△218
合 計		3,368	3,168	△199

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	45
関連法人等株式	5
合 計	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	7,019	5,302	1,717
	債 券	43,530	42,420	1,110
	国 債	36,590	35,622	968
	地方債	924	899	24
	社 債	6,015	5,898	117
	その他	5,964	4,647	1,317
	小 計	56,515	52,369	4,145
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	6,545	8,152	△1,606
	債 券	20,111	20,306	△195
	国 債	17,890	18,005	△115
	地方債	98	99	△1
	社 債	2,122	2,200	△78
	その他	4,915	5,133	△217
	小 計	31,572	33,592	△2,019
合 計		88,087	85,961	2,125

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,053
その他	594
合計	1,648

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,095	598	130
債券	8,020	126	85
国債	8,020	126	85
その他	2,181	982	16
合計	12,296	1,708	231

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式102百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 時価の下落率が50%以上の場合。
- (2) 時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記の①～③の何れかに該当する場合は回復可能性があると認められないと判断し、減損処理を行う。
 - ① 株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。
 - ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。
 - ③ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。
- (3) 時価の下落率が30%未満の場合には、著しく下落に該当せず、減損処理は行わない。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	4,705百万円
貸倒引当金	3,766
退職給付引当金	2,252
有価証券償却	1,700
その他	1,187
繰延税金資産小計	13,612
評価性引当額	△5,187
繰延税金資産合計	8,424
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	322
その他	2
繰延税金負債合計	325
繰延税金資産の純額	8,099百万円

(重要な後発事象)

確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成23年4月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44-2項に基づき、代行部分の過去分返上認可の日において、代行部分にかかる退職給付債務と年金資産の返還相当額との差額を損益として認識いたしました。当該損益は、平成24年3月期の決

算において、2,452百万円を代行返上益として特別利益に計上する予定であります。

なお、当行では平成23年4月1日付で、従来の制度である厚生年金基金制度及び適格退職年金制度から、新制度となる確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤元治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴田祐二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社 南 日 本 銀 行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 元 治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 祐 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 村 田 一 明 ㊟

社外監査役 高 田 守 國 ㊟

社外監査役 永 山 在 紀 ㊟

社外監査役 山 原 芳 樹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現在、当行の公告は日本経済新聞および鹿児島市において発行する南日本新聞に掲載する方法をとっておりますが、当行ホームページ上で行えるようにすることで、閲覧に際しては融通性の確保、検索性の向上、地域格差の解消が図れるほか、経済的、効率的な方法であることから、電子公告制度を採用したいと存じます。同時に、不測の事態が発生した場合に備えて、予備的な公告方法についても定めることとし、合わせて、一部条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(公告方法) 第5条 当銀行の公告方法は、日本経済新聞 および鹿児島市において発行する南日 本新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当銀行の公告方法は、 <u>電子公告とす る。ただし、事故その他やむを得ない 事由によって電子公告による公告をす る事ができない場合には、日本経済新 聞および鹿児島市において発行する南 日本新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(A種優先配当金) 第12条の2 当銀行は、第37条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(A種優先配当金) 第12条の2 当銀行は、第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(A種優先中間配当金) 第12条の3 当銀行は、第38条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の4～第38条（条文省略）</p>	<p>(A種優先中間配当金) 第12条の3 当銀行は、第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の4～第38条（現行どおり）</p>

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金8円16銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は648,012,295円となります。

(普通株式：403,212,295円、A種優先株式：244,800,000円)

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月30日(木)といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 129,602,459円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 129,602,459円

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	もり とし ひで 森 俊 英 (昭和21年12月14日生)	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年5月 同行営業第四部長 平成12年6月 同行退職 平成12年6月 当行入行専務取締役 平成16年6月 当行取締役副頭取 平成18年6月 当行取締役頭取 現在に至る (重要な兼職の状況) 事業組合 システムバンキング九州共同セン ター理事長	普通株式 36,000株
②	あん らく くに ひろ 安 樂 國 廣 (昭和24年8月12日生)	昭和48年4月 当行入行 平成4年2月 当行東谷山支店長 平成6年4月 当行国分支店長 平成9年7月 当行国分支店長兼始良ブロッ ク長 平成10年7月 当行卸本町支店長兼市内第三 ブロック長 平成13年2月 当行管理部長 平成14年6月 当行取締役本店営業部長 平成16年6月 当行取締役営業推進部長 平成17年6月 当行常務取締役人事部長兼教 育研修室長 平成21年6月 当行常務取締役審査部長兼経 営支援室長 平成22年6月 当行専務取締役（審査部担 当） 現在に至る	普通株式 16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
③	さい とう しん いち 齋藤 眞一 (昭和27年8月27日生)	昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行宮田通支店長 平成7年7月 当行都城支店長 平成10年8月 当行東京支店長兼東京事務所長 平成13年2月 当行卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成15年6月 当行証券・国際部長 平成17年6月 当行取締役証券・国際部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長兼内部統制室長 平成20年7月 当行取締役総合企画部長 平成21年6月 当行常務取締役経営企画部長 平成22年10月 当行常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長(証券国際部、コンプライアンス統括部担当) 現在に至る	普通株式 18,000株
④	おく ち ゆき 奥 智行 (昭和27年8月30日生)	昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行大口支店長 平成8年2月 当行小倉支店長 平成12年4月 当行国分支店長兼始良ブロック長 平成13年10月 当行支店業務部部长代理 平成14年6月 当行支店業務部次長 平成15年6月 当行個人融資部長 平成17年6月 当行取締役営業推進部長兼個人融資部長 平成19年6月 当行取締役本店営業部長 平成22年6月 当行常務取締役本店営業部長 平成23年2月 当行常務取締役人事総務部長兼人材開発室長 現在に至る	普通株式 13,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑤	はま だ たか のぶ 濱田 隆 信 (昭和26年11月16日生)	昭和45年4月 大蔵省(現財務省)南九州財務局入局 平成12年7月 四国財務局理財部金融監督第一課長 平成14年7月 九州財務局財務局監察官 平成15年7月 九州財務局総務部総務課長 平成17年7月 四国財務局理財部次長 平成18年7月 九州財務局大分財務事務所長 平成19年6月 当行取締役個人融資部長 平成21年6月 当行取締役事務統括部長 現在に至る	普通株式 10,000株
⑥	これ えだ よし み 是枝 良 実 (昭和29年3月9日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年2月 当行鴨池新町支店長 平成10年8月 当行支店業務部営業企画グループ主任調査役 平成13年10月 当行国分支店長兼始良ブロック長 平成16年4月 当行武町支店長兼市内第一ブロック長 平成17年10月 当行審査部次長 平成19年6月 当行取締役営業推進部長 平成21年6月 当行取締役営業統括部長兼支店支援室長 平成23年2月 当行取締役本店営業部長 現在に至る	普通株式 18,000株
⑦	しん ども こう じ 新留 孝 二 (昭和29年1月12日生)	昭和47年4月 当行入行 平成7年7月 当行笠之原支店長 平成10年8月 当行谷山支店長 平成12年7月 当行都城支店長 平成14年10月 当行伊敷支店長 平成16年10月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 平成19年7月 当行営業推進部次長兼支店支援グループ主任調査役 平成20年4月 当行営業推進部次長兼業務渉外グループ主任調査役 平成20年10月 当行卸本町支店長 平成22年6月 当行執行役員卸本町支店長 平成23年2月 当行執行役員営業統括部長 現在に至る	普通株式 4,000株

注 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高田守國氏は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
たかだもりに 高田守國 (昭和15年12月14日生)	昭和41年10月 鹿児島県入庁 平成8年4月 同県企画部長 平成8年10月 同県総務部長 平成11年3月 同県退職 平成11年4月 同県出納長就任 平成13年4月 同県副知事就任 平成14年6月 同県副知事退職 平成15年6月 当行監査役 現在に至る	普通株式 10,000株

- 注 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田守國氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由は、高田守國氏が鹿児島県出納長、副知事を歴任するなど高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役候補者として選任しております。
- なお、同氏の当行社外監査役就任期間は、本總會終結の時をもって、8年となります。
4. 当行は、候補者を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され、就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される山口雄二氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 口 雄 二	平成20年 6 月 当行取締役 現在に至る

また、当行は取締役および監査役の報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止し、業績・成果に連動した役員報酬へ組み入れる旨を平成23年5月6日開催の取締役会において決議いたしました。これにともない、第3号議案および第4号議案の承認可決を条件として重任される取締役6名、監査役1名および在任中の監査役3名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その贈呈の時期は、各取締役および各監査役の退任の時とし、具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
森 俊 英	平成12年 6 月 当行専務取締役 平成16年 6 月 当行取締役副頭取 平成18年 6 月 当行取締役頭取 現在に至る
安 樂 國 廣	平成14年 6 月 当行取締役 平成17年 6 月 当行常務取締役 平成22年 6 月 当行専務取締役 現在に至る
斎 藤 眞 一	平成17年 6 月 当行取締役 平成21年 6 月 当行常務取締役 現在に至る
奥 智 行	平成17年 6 月 当行取締役 平成22年 6 月 当行常務取締役 現在に至る
濱 田 隆 信	平成19年 6 月 当行取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
是 枝 良 実	平成19年 6 月 当行取締役 現在に至る
村 田 一 明	平成22年 6 月 当行常勤監査役 現在に至る
高 田 守 國	平成15年 6 月 当行監査役 現在に至る
永 山 在 紀	平成18年 6 月 当行監査役 現在に至る
山 原 芳 樹	平成22年 6 月 当行監査役 現在に至る

第 6 号議案 取締役および監査役の報酬の総額改定の件

当行の取締役の報酬の総額は、昭和63年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額1,000万円以内、監査役の報酬の総額は、平成10年6月26日開催の第90期定時株主総会において月額300万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、今般、職務責任や業績を反映する新たな役員報酬制度の導入及び役員退職慰労金制度の廃止やその後の経済情勢の変化等を考慮して、取締役の報酬の総額を年額200百万円以内、監査役の報酬の総額を年額45百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬の総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数、監査役の員数は、第3号議案、第4号議案がそれぞれ原案どおり承認可決されますと取締役は7名、監査役は4名となります。

以 上

